

第2回新居浜市立地適正化計画策定委員会 議事録

日時：令和5年9月28日（木）午後14時00分から

場所：新居浜市消防防災合同庁舎5階 災害対策室

(1) 第1回策定委員会の意見について

【事務局説明】

吉井委員長：前回のご意見に対する対応をお示しいただいたということになりますか。何かご意見、ご質問をお願いします。

星加委員：参考資料の2ですが、現行の小中学校の再編については地域として非常に関心が高いです。我々船木にいる者が見たら、船木小中学校が統合して1つの新しい学校になるということですが、話してもいいんですかね。

藤田幸正委員：これは教育委員会で決めるので、ここでとやかく言えるものではない。

星加委員：もし、地域の住民から聞かれたとき、こうだというようなことを言ってもいいのかなどか。

事務局：今お配りしている資料は、赤実線と赤点線の表記については追記したものになるのですが、そのベースになる資料は教育委員会が既に公表している資料となっておりますので、これは見ていただいても問題はないかと思えます。

星加委員：それならいいのですが。

藤田幸正委員：ホームページに出ています。

吉井委員長：よろしいですか。R5からR19までというところですね。15年間の計画ですから。これはR19年にはこうなっていると読めばいいですね。

事務局：あくまでも今考えている案ということで教育委員会が示している向こう30年の大きな長スパンの計画になるのですが、こういうようなことで検討していきたいということで公表している資料でございます。

吉井委員長：これは私の個人的な意見になりますが、令和34年に小学生が何人いるかという資料があるといいですね。こんなに学校は要らないのではないかという感じがします。学校が要らないのではないかというのは、多分こんなに学校を維持することはできないのではないか。それは当然正確に読めるものではありませんが、兵庫県等も出していますよね。新居浜市も30年後の人口ピラミッドというのがありますよね。そうするとおよその数がわかるので、本当に小学校が30年後に3つ必要か。3つ必要かではなくて、3つ維持できるのかということですね。数字をお示ししていただけるといいかなと思います。

事務局：学校教育課の資料によりますと、将来人口を出しております、R27年度の人口は現在のR2年から22%減りまして、5692名という推計を出されております。

す。計画につきましても、現在こういう形を出しているのですが、やはり人口の変動があったりすることも伴いますので、5年ごとにこの計画につきましても見直すという方針となっております。

吉井委員長：5600名という数字は3つの地区すべてを合計してということですか。

事務局：そうです。

吉井委員長：実現可能性の高い計画にさせていただきたいと思います。5年ごとに見直しても構いませんが、直感的にこれだけ維持するのは難しいなというのが私の感想です。

政石委員：同じような話ですが、いわゆる赤字で追記していただいている都市機能誘導区域、居住誘導区域にあるところの、先ほども資料で子育て世代を中心に人口密度をとこの話がリンクしていないというのは、ものすごく悪い言い方をすると行政の縦割りではないかと思います。立地適正化計画等々も、当然学校が避難所になるという部分もリンクしてくると思うので、考えておかないといけないのかなと思います。ほどよいリンクをお願いします。

事務局：ご意見ありがとうございます。おっしゃられるとおりで、これからの教育、学校再編の話と立地適正化計画というところが両輪的に進んでいかないといけないことだと思います。先ほども言いましたように、これはまだ今年度発表した計画で、この後、5年、10年と見直しのほうも進めていかないといけない。その中には立地適正化計画の内容も踏まえた内容にしていけないかなと我々も考えておりますので、今後も連携を取りながら進めていきたいと考えております。

吉井委員長：5年ごとに修正していくということでもよろしくをお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

前回のご意見への対応ということですが、議事録でなくても結構ですので、議事要旨を出していただけるとわかりやすいと思います。次回から議事要旨を出していただくようお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。次の議題に進めさせていただきます。

(2) 都市機能誘導区域と都市機能誘導施設等について

2-1 都市機能誘導区域の検討

【事務局説明】

吉井委員長：都市機能誘導区域の検討ということで、結論としては、現時点で区域の見直しの必要はないということですが、いかがでしょうか。

課題は商業施設ですかね。区域外で多くの新設があるということですが、これへの対応は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局：これはまだ確定というか、決定している事項ではないのですが、新居浜駅の南

側の区域が以前から文化センターをそこに建てるとかいろいろ議論があって、その間、議論が進んでいなかった地域になるのですが、地域としてのポテンシャルは非常に高い地域になります。その部分に民間を誘導して商業施設等が誘致できるようにということで、都市計画決定の見直しを行って、その区域を近隣商業地域に変えられるように今年度末を目指して手続きを進めているところでございます。

吉井委員長：それを進めて、区域を広げるということはないということですね。

事務局：そうです。今の都市機能誘導区域の中にそういうところのエリアを新たに作って、逆にそっちに呼び込んでくれるようにということで考えております。

吉井委員長：わかりました。

政石委員：恐らく市議会でも話が出ているかもしれないですが、現状、新居浜市では開発行為が1000㎡からになっているんです。1000㎡以上の大規模小売店をといる部分の話よりも、ある程度の開発、例えば居住誘導なり都市機能誘導区域に限って3000㎡の開発を認めるとか。あと農地のいわゆる農転が今何㎡でしたか、農転の許可なんかも平米数の縛りがある状態ですね。

藤田幸正委員：500㎡までです。

政石委員：500㎡以上は転用ができないという状況で、市内に余っている土地で500㎡を超える形で隣の土地を買ってやりましょうというのは事業者からするとすごくハードルが高い。だったら外に余っている土地なりの開発のほうがコスト的にも安い、手続き的にも煩雑ではないという部分もあったりします。この中に盛り込めるかどうかは難しいと思うのですが、そういうこともしたほうがいいんじゃないかぐらいの何かができるといいのかなと思います。

事務局：ありがとうございます。開発のことに関する議論はこれまでもいろいろ言われているところではございますが、あくまでも開発の縛りにつきましては、新居浜市が線引きを廃止したことで非線引きの区域になり、線引きについては市内どこにも制限がないというような状況の中で、開発規模だけを3000㎡に上げるというのは、開発が郊外に広がっていくということを助長する方向に進みかねません。逆に市内のほうで空き家・空き店舗ですとか、そういうところを新たなリノベーションとかそういうものを進めていけるという別の視点からの施策も取り組んでいくことが必要ではないかと考えておまして、開発の制限をとるところになりますとなかなか厳しいと考えております。

政石委員：実務情報をお伝えしますと、リノベーションで建屋を壊し、駐車場で隣を少し買い、1000㎡を超えた時点で開発行為です。そのあたりもあるので、市街地にとというのは、郊外に広がるという話だったのですが、旧市街化区域のみ3000㎡にするということも可能なので、例えばそれをもうちょっと厳格にするとか、多少運用は外に広がらない方向での開発を緩めるというのは実務上は多

分できるかなと思います。

吉井委員長：何かありますか。

事務局：今ここで話しできる場所の部分は限られておりますので。

藤田幸正委員：3000㎡に返すのかという議会質問があったかと思うが。

事務局：開発の議論をここですることは難しいところであり、繰り返しにはなるのですが、開発制限がある中で、それでも何か居住誘導区域の中で有利にできるようなという施策のフォローについては検討の必要はあるかなと考えておりますので、今後また進めていきたいと考えております。

吉井委員長：誘導施策の強化はぜひ早い段階で実施していただくようにお願いします。

事務局：そちらのほうは経済部門のほうとも連携しながらやっていきたいと思っております。

吉井委員長：そのほかいかがですか。

坪田委員：誘導施策に実効性を持たせていくということが課題だと思うのですが、現状で商業施設が外にできているところというのは恐らくちゃんと届出を出していると思うのですが、商業施設に限らず、大規模な住宅開発も同様に、これは都市機能ではなくて居住地域への誘導だと思うのですが、そういうのも届出が必要な施設があると思うのですが、大体皆さん届出はちゃんと出しているのでしょうか。それとも届出を出さずに実は開発が進んでいるという、そういうことをもし把握されていたら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局：参考資料1の9ページですが、今現在は3軒以上の住宅地の開発及び新築をする際には届出が必要となっており、届出を出していただいている状況でございます。それが令和元年度から4年度で、ちょっと少ないかなと思われるかもしれませんが、届出の現状を把握しているような状況でございます。

事務局：少なくとも無届出でやっているものはないということでこちらとしては把握しております。

坪田委員：わかりました。ありがとうございます。

政石委員：一応建築士会のほうも不動産のほうもある程度触っているので、どこまで言っているのか微妙なところもあるのですが、開発が新居浜市という規模でこの数に収まっているという部分を問題視していただきたいなと思うんです。恐らく普通に家が5軒、6軒並んで建っているところも皆さん多分見られると思うのですが、開発ではない部分で、逆に開発に手間がかかる。1000㎡という縛りがあるから、ここまでの部分で2期工事に分けましようとか、見えない部分での乱開発が進んでいる部分が、全体がそうとは言わないですが、一部出てくる部分があると思います。どちらかという小規模な細かい区割りでの乱開発であり、市内に穴あきでいろいろ空き家が残るとか、前の土地の地権者

が多数いて逆に今度売買ができない、再開発が難しい、そういった問題につながってきます。先ほどの開発の話とつながるので、補足説明的に話をさせていただきました。

町田委員：先ほどの参考資料 1 の 9 ページ、ご説明があった下側の立地適正化計画に係る届出の状況の話をされたということによろしいんですね。これは届出なので、居住誘導区域外に建てようとしたり都市機能誘導区域外に建てようとしたのがこれだけあるということであって、この計画で建ててほしいと思う居住誘導区域の中だったり都市機能誘導区域の中だったりはこの中に入っていないということによろしいんですね。ですから、これが開発とか建物のすべてではなくて、外に建ててしまったのがこれだけあるという意味合いの数字だということだけ確認しておきたいです。

吉井委員長：区域内はわからないということですか。

町田委員：そうです。区域内はここに入っていないので、いくらあるかはわからない。もつとある。

吉井委員長：全部の開発区域を示したものではないと。

事務局：立地適正化計画に基づく届け出の範囲になっていますので、区域外です。

町田委員：区域内にはもっとたくさんあるかもしれない。わからないというだけで。

政石委員：年度はちょっと違うけれど、8 ページのグラフの続きがあったら、その引き算をすればある程度出るということになるのかなと思うのですが、そういう話でもない？

事務局：全体的な開発件数につきましては 8 ページの棒グラフとなっております。今、政石委員からおっしゃられたように、確かに年度が違いますが、こちらのデータにつきましては、今、都市計画基礎調査をやっておりまして、その中で新たなデータが出てくるかと思えます。そのデータが出次第、差し替えて見比べていただくようになるかなと思っております。

吉井委員長：そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回の改定では、区域の変更を特にしないということで了解いただいたものといたします。

2-2 都市機能誘導施設の検討

【事務局説明】

吉井委員長：22 ページの文化ホールの一宮・繁本町は。

事務局：一宮・繁本町は、市役所前に文化センターがありますので、それを位置づけております。

吉井委員長：わかりました。都市機能誘導施設に関して、休日・夜間急患センター、それから保健センター、こども家庭センター、それから前回の議論の小学校、中学校、

この5つの施設を新たに位置づけるというご提案かと思えます。何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

政石委員：黒丸は計画が既に動いているから黒丸なのか、ある程度任意に黒丸はつけているものなのかという部分がわからないのですが。

吉井委員長：今はないということですね。

事務局：今はないですが、今後検討していきたいということですね。

吉井委員長：計画があるかないかはそれぞれ。

政石委員：ということであるならば、休日・夜間急患センターは。

事務局：休日・夜間急患センターは今市役所の南側に既にあります。

政石委員：保健センターはどうなのか。

事務局：保健センターは、今、新居浜駅前の方にありまして、それで、新居浜駅が白丸、市役所周辺には今ないので。

政石委員：ないので、これが黒丸。

事務局：それを新たに検討したいというところがございます。

政石委員：いわゆる病院があるからということもあるかもしれないですが、そういう保健センター、休日・夜間急患センターは上部からは遠い。必要な施設の規模というのもあるのですが、上部には県病院だったり、そういう対応拠点があるから、地域拠点としては新たに置いていないという認識なのか、というところを教えてください。

町田委員：休日・夜間急患センターにつきましては、皆さんご存じのとおり、既に一宮町のところにあり、今の建物は既存の内科の建物をお借りしてやっているのですが、市内でこういった休日・夜間急患センターを運営していくには何か所もというのはなかなか難しい。運営のほうから考えても難しいというのがありますので、どこか1カ所になるかなと考えています。その1カ所をどこにするかというところなのですが、医師会さんとかいろいろ相談の上では、今ある場所というのがだいぶ浸透して親しまれているので、そこに近い位置のほうがいいのではないかというアドバイスもいただきながら一宮町、繁本町につけているという認識です。

政石委員：休日・夜間急患センターは何となく理解しました。

保健センターの場所は新居浜市の核となる中心をどこに取るかという部分にもなってくると思うのですが、恐らく皆さんの思っている新居浜市の中心というと新居浜市役所の周辺であり、今から新居浜駅南の開発を進めたとしても、僕はもともと中萩なのですが、例えば中萩もしくは大生院のほうから駅までというとまあまあの距離が出てくる。一応地域拠点として喜光地というのがある程度設定されているのであれば、そういったことも多少加味してもいいのでしょうか。交通の便がいい、もしくは今から市役所周辺の利便性もつ

とよくなるのでそれでいいんだという判断なのか、というのがちょっと思うところですよ。

町田委員 : おっしゃられるのもよくわかります。保健センターは一宮町・繁本町に黒丸なんですけど、今ある保健センターすべてこちらに持ってくるという感覚では正直あまりないです。この部分はこども家庭センターともちょっと絡みはするのですが、右側に「母子保健法に定める施設又は事業の用に供する施設」とあり、実は保健センターの中には市役所と連携して、結果的に両方に行っていたかたないといけない方がいらっしやいます。両方行くのであれば、市役所と離れているところより近いところのほうがいいのではないかとということです。まだこれは決定したものではないのですが、もし移転とか事業の内容を変更するのであれば一宮町・繁本町のほうがいいのではないかとここでここに丸を入れさせてもらっているということです。

吉井委員長 : よろしいですか。私が気になっているのは、小学校が新居浜駅と喜光地にないのですが、これは今もないということですか。

事務局 : 今もないです。

吉井委員長 : そうということですか。新たに作ることはないですね。

事務局 : ないです。

吉井委員長 : わかりました。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この 5 つの施設を新たに都市機能誘導施設に加えるということでご了解いただいたものといたします。ありがとうございました。

2-3 都市機能誘導施策の方針

【事務局説明】

吉井委員長 : 誘導施策の検討ということで、大きなところでは玄関口としてのもてなし環境、それから文化機能の子育て支援機能の強化を推進する。前田町は特に大きな修正はないんですね。

事務局 : 前田町は特にございません。

吉井委員長 : それから、28 ページのところ、産業振興、開発適地を生かした産業機能の誘導や雇用機会の充実というのを追加するというあたりが今回の変更案ということになりますが、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

星加委員 : 昭和通り・登り道の再生とあるのですが、どう見ても再生は難しいのではないかと思います。赤字で書いているのはわかるのですが、どうなんですかね。市と地区が一体化して再生する道はあるんですかね。

事務局 : 産業振興課のほうが担当課となっております、そちらに聞き取りを行ってはいっているのですが、やはりコロナ禍があったということで低迷期ではあるのですが、銅夢キッチンが今再編を行っております、そこを起爆剤といたしまして

周辺に広がるようなことができたらいいなという形で、空き店舗の活用とかを進めているような状況でございます。ただ、どれもこれもということではなく、まずは銅夢にはまだ盛り上げていって、そこから派生するような形でということで考えております。

星加委員：銅夢にはまは、今やっているのでしょうか。

事務局：やっています。今業績は右肩で上がっているらしいので、皆さんぜひご活用してください。売上がよくて、商品が開店 1 時間ぐらいでなくなってしまうようなことも聞いておりますので、非常に業績は上がっているという形でございます。

商店街の方々も空き家が増えていることを危惧されており、商店街連盟の方も独自に検討していただいているところもございますので、それらを合わせて行政として支援できるところ、空き店舗の活用につきましては支援金とかもございますので、それらをうまく活用していただいて盛り上げていけたらなと思っているところでございます。

吉井委員長：よろしいですか。そのほか。

政石委員：何点かあるのですが、空き家・空き店舗の活用で、23 ページ、固定資産税等の支援とあるのですが、実務的に携わっている者としてはなぜ空き家なのかという部分の根本的な原因が市の方の資料から何かずれているのかなという部分が感じ取れたので現状だけお話ししておく、建物が残っていると固定資産税は安くなります。それを一応法的には除けられるようになったはずなのですが、多分まだ実際に除けているところはほぼないのではないかと思います。結局、建物を残して空き家にするほうが土地所有者が得だという状況が残っている。多少それはノスタルジーもあるでしょうし、今住んでいない方が、別にこのぐらいの値段だったらどうでもいいやというレベルの固定資産税しかかかっていないというのが逆に現状なので、売る人がいないと空き家・空き店舗を活用できない。空き家を手放さなければならない、もしくは手放したほうがいいというモチベーションが現状少ないというのが問題の 1 つなのかなというのがまず 1 点です。ただちにどうして下さいという部分ではないのですが、その認識が市の方はちょっと違うのではないかなというのがまず 1 点。

あと、JR 新居浜駅周辺、玄関口としてのおもてなしということであるのと、一宮町の今回の文化センターの建て替えを含めてですが、あかがねミュージアムに 250 人が入るホールがあるはず。博物館や周辺に飲食店もあり、これから周辺にも何かをしたいという部分を、恐らくこれはもともと多分考えて建物の計画をされたと思うのですが、駐車場が 60 台とか非常に少ない。現状の文化センターの建て替え案、これは本決まりではないと思うのですが、

1200人ぐらいのホールを作って駐車場は300台。新居浜市のほとんどの人が1人1台車に乗って車で動いている現状で、公共交通機関が増えて、福岡のように5分に1回バスが来るようなまちになることはほぼない。ライドシェアなり、またシステムが変わっていく部分があるかないかといったら、あるんでしょうけれども、車社会というのは恐らく変わらないし、逆にバスとか大型のものに乗るよりは、モビリティシェアという部分にシフトしていく中で、人に集まってと言っておきながら駐車場がない。それはみんなイオンに行きますよ。

住宅、例えば50戸のマンションを建てる場合、駐車場は100台設計するのが当たり前に近い。どうしても少なかったらワンルームのところは1台かなという計算は多少あるにしろ、利用者の数だけ駐車場がないというのはどうか。今から30年のスパンで考えていくときに、市役所も恐らく30年のスパンでは建っていないでしょうし、隣に税務署や裁判所、NTTや中央郵便局もあります。全部の計画がある程度30年のスパンで考えたのであれば、この市役所周辺をどういう形にしていくのか、どこにみんなが来て、どういうふうに回遊して歩いていくのかという総合計画みたいなものがある程度うたわれていないといけないのかなと。この会の中でできるかどうかあれですが、そういう現状があるので、駐車場なり車なりという部分は大切。

あと祭りの中である程度中心になる部分にもなってくるので、そういったところの広場的な部分というのもそうだし、太鼓を一宮神社でやったときに、メインの通りが太鼓で通行止めになって混雑する、じゃあ道路計画はどうするんだとか、総合的に何かいろいろ考えなければいけない部分が抜けているのかなという気がします。これも単純に要望です。

ただ、駐車場の件に関しては、きちんと必要数を用意するという部分は書いていないと、あかがねミュージアムみたいなことになると、市民のお金、いろいろな補助金も入っているのでしょうけれども、市民のための施設で、市民が使うところに行っても駐車場に止められないとなると使わないというのが正直なところだと思うので、どこかに盛り込めたらありがたいと思います。

吉井委員長：いかがですか。

事務局：駅周辺の駐車場不足というところは、ご指摘されている部分はよく聞いております。ただ、たちまちどうしますというのはなかなかここではお話しできないところではあるのですが、大きな流れとして、車に全部依存したような計画ではなく、公共交通を利用していけるようなバランスを取った計画というものは必要かなと思っております。

また、文化センター周辺の再整備につきましても、これは25ページのところで少し説明させていただいたのですが、今考えているところで、真ん中のとこ

ろに点線で市民文化センター敷地があって、その周りに赤線で囲んでいるのですが、このあたり一帯を考えた上での再整備というのは視野に入れて検討していくということで、今まさに進めております文化センターの整備計画の中でもそれを踏まえた議論というところ、またその中でも駐車場の話も当然出てきておりますので、そのあたり総合的に見た計画になっていくようには考えております。

吉井委員長：27 ページ、公共交通網の強化となっておりますが、このあたり、駐車場の整備に対する考え方をぜひ入れていただいて。

30 年先、仮に駐車場がさほど要らないという状況を想定しているとしても、30 年間ずっとないというわけにいかないと思いますので、時間の流れを考えながら、市として駐車場の整備方針を掲げていただけるとよろしいのではないのでしょうか。

三谷委員：少し補足します。おっしゃるように施設分の駐車場が確保できる土地を確保するのか、立体にするのか。それだけのお金もかかりますので、駐車場対策というより、普段空いているところを使うことも含めて駐車対策をどうするかが大切だと考えます。要はそこに作ってしまうと、どうしてもそこが常に満席にするほどの活用が全部できればいいのですが、当然半分イベントもあるし、もう少し小さいイベントのときに無駄にならないようにということも考えながらになります。ただし、いっぱいになるときに、どこかにちゃんとした駐車確保できるというような対策というのは行政として考えていかなければいけないと思いますので、行政のほうではそういうことを考えながら、今いろいろな施策を打っていくようにはしております。

空き家の問題は、おっしゃるように、たしかこの4月だったか、管理不全、管理ができないところに関して税金を優遇するというのをしないということができるようにはなって、まだいろいろなやり方というのは検討中でありまして、多分そうは言っても全部の空き家に税金の優遇をやめるという話になりませんので、当然問題のあるところで、そこに対して何回も勧告なり是正措置なりを行って、どうしてもそういうふうにしなくていいところをどうしていくかという話になると思います。ただ、法律は改正されて、今空き家に関してはいろいろな措置が講じられていますので、空き家対策をどうするかというのは大きな問題です。うちの中で今後それをどのように活用していくかというのは考えていくようにしております。

吉井委員長：空き家対策はようやくここ近年進みだしましたので、これから5年ぐらいするとかなり変わってくるのではないかなと。

吉井委員長：駐車場はおっしゃるとおり、駐車場という言い方ではなくて、駐車場所ですよね。英国なんかは単なる芝というか、草が生えているだけの空き地を有効に活

用していたりしますし、有効活用かどうか、イタリアに行く道路が駐車場で、日本は道路に駐車してはいけないという固定観念がありますから。

法律的に難しい部分は、そこを何とか変えていけるように。道路を駐車場に使わないということは効率的ではないので、道路も含めて駐車場所をこの30年の間どう確保していくかということもぜひ検討していきたいと思います。どこかに明記していただくように、今日の宿題ということをお願いします。

事務局 : 承知しました。

吉井委員長 : そのほかいかがでしょうか。

早瀬委員 : 28 ページの居住誘導区域外の区域のまちづくり方針のところ、文言だけでもわかりませんが、赤字のところ「地域の活性化につなげていくことも必要です」とあるのですが、方針なので、例えば「目指します」とか、そういうふうにしないと、これを地域や議会の人を読んだら、何か他人事かなと思われるのではないかと懸念されるので、そういうふうにするんだというのであれば、そういう表現にしてほしいと思います。

吉井委員長 : おっしゃるとおりです。

事務局 : ご意見ありがとうございます。その辺についても考えさせていただきます。

吉井委員長 : 適切な文章に修正してください。そのほかいかがでしょうか。

坪田委員 : 先ほどの公共交通に関する話で一言だけ。恐らく立地適正化計画はそもそも居住誘導区域に人に住んでもらって、その中で公共交通と徒歩で暮らせるまちを多分目指しているところがある前提なので、車で来てもらうということはあまり想定していないように思います。だから駐車場のことがなかったのかなと思うのですが、先ほどの議論のとおり、外から来る人とか、公共交通網がなかなかまだ不十分な、便数が少ない状態だったら車は当然来ますから、駐車場のことは必要なのかなと思います。

その一方で、公共交通の利用をどんどん増やしていくのが大事かと。車から公共交通にシフトしていくのは非常に重要かと思しますので、27 ページの赤字の下に書いてあるノーマイカーデー実施とか、企業が主体となった公共交通を利用したエコ通勤とか、こういったところをどんどん力を入れていって、恐らく通勤の自動車利用が非常に多いと想像しますので、そういった自動車需要をどんどん公共交通にうまくシフトしていくことができれば、それで運賃収入が増えて、公共交通の拡充にもつながると期待されますので、そのあたりに力を入れていただければと思っています。以上です。

事務局 : ありがとうございます。またそのあたりについては、今、地域公共交通計画のほうの見直しも進んでおりますので、そのあたりとも連携していきながら考えていきたいと思っています。

吉井委員長 : そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

駐車場所に関して追加していただく、先ほどの文章の修正は次回までにしていただくということで、それ以外の部分について今回の修正案をお認めいただけますでしょうか。特にご意見がありませんので、修正案をお認めいただいたことにしたいと思います。先ほどの文章の修正はお願いいたします。本日の議題はここまでになります。ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : 長時間にわたりありがとうございました。また多岐にわたる貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。今後の計画に反映させていただきたいと思いますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

最後に今後のスケジュールについて説明いたします。この後、第 3 回につきまして、11 月 13 日（月）14 時から、またこちらの場所で開催したいと考えております。郵送等で皆様にお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 2 回新居浜市立地適正化計画策定委員会を終了させていただきます。皆様、長時間大変ありがとうございました。

以上